

第三者委員会の答申

6月19日（月）、条例、規則の公布手続きの不備および消防計画未作成に関する大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会による答申の手交式が行われました。これまでの経過と答申の要旨をお知らせします。

大槌町役場庁舎(多目的会議室を含む)等における消防計画の未作成について

1 第三者委員会への諮問内容

大槌町役場庁舎の開庁（平成24年8月6日）から約10年にわたり、消防法に定める消防計画を作成していなかったことが判明しました。本来、施設の管理権限者は、防火管理者を定め、消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報および避難訓練の実施など、防火管理上必要な業務を行わなければならないと規定されています。



令和4年度に役場で行われた消防訓練の様子

このことについて、昨年9月22日に第三者委員会を設置し、2つの事項について諮問しました。

- (1) 大槌町役場庁舎に係る消防法に定める消防計画の作成について大槌消防署から再三の是正措置等に対して、改善計画を大槌消防署に提出しながらも、消防計画を作成しなかったことの原因究明について
- (2) 上記に係る再発防止策について

2 第三者委員会の設置と運営

日付	内容
令和4年9月22日	委員委嘱状交付、諮問書手交 第1回第三者委員会（経緯・諮問内容確認等）
令和4年11月17日	第2回第三者委員会 （詳細な経過・関係書類確認等）
令和5年2月16日	第3回第三者委員会 （ヒアリング聴取事項案の検討等）
令和5年2月27日	ヒアリングの実施（対象職員等7名）
令和5年3月23日	第4回第三者委員会（答申に向けて検討等）

消防計画の未作成に関する大槌町職員の
不祥事に係る第三者委員会委員

弁護士 相高宏太（岩手弁護士会所属）
 弁護士 松本良啓（岩手弁護士会所属） ※会長
 弁護士 細川恵喜（岩手弁護士会所属）

3 第三者委員会の答申内容（要旨）

(1) 原因究明の結果

- ア 担当職員全体に法令遵守の意識が欠けていたこと
- イ 人事異動に際しての業務引継ぎが不適切であったこと
- ウ 人事異動のあり方に硬直的な面がみられること
- エ 部課長級の監督体制が機能していないこと
- オ 組織体制に不備があること

(2) 再発防止策

- ア 法令遵守の意識を高めること
- イ 引継ぎ業務を徹底すること
- ウ 人事異動のあり方を再検討すること
- エ 部課長級の監督体制を改善すること



6月19日（月）、2つの第三者委員会を代表して
松本会長から答申が手交されました

今後の対応について

今後は、2つの答申内容を踏まえ、町としての対応方針を町議会に諮ってまいります。

答申内容は大槌町ホームページに掲載しています。
また、町内の公民館やおしゃっち、役場総務課に備
えつけています。



大槌町役場庁舎等
における消防計画
の未作成について



条例、規則の公布
手続きの不備につ
いて

条例、規則の公布手続きの不備について

1 第三者委員会への諮問内容

令和2年4月から令和3年9月までの1年半にわたり、議決後の条例46件および決裁後の規則36件の公布手続きにおける不備（以下、不備問題という）が判明しました。本来、議決された条例、決裁した規則は、適切な公布手続きによって法的効力が生じるものですが、不備問題のあった条例、規則においては、法的効力が生じていないまま行政運営を行っている状況です。

このことについて、昨年9月24日に第三者委員会を設置し、3つの事項について諮問しました。

- (1) 不備問題が発生した原因の究明について
- (2) 上記に係る再発防止策について
- (3) 不備問題に関する町民への利益・不利益の判断分析等について

2 第三者委員会の設置と運営

日付	内容
令和4年9月24日	委員委嘱状交付、諮問書手交 第1回第三者委員会（経緯・諮問内容確認等）
令和4年11月30日	第2回第三者委員会（提出資料等の確認等）
令和5年1月31日	第3回第三者委員会（ヒアリング聴取事項の検討、 町民への利益、不利益の判断分析等）
令和5年2月24日	ヒアリングの実施（対象職員3名）
令和5年3月29日	第4回第三者委員会（答申に向けての検討等）

条例、規則の公布手続きの不備に関する大槌町職員の不祥事に係る
第三者委員会委員

弁護士 相高宏太（岩手弁護士会所属）
 弁護士 松本良啓（岩手弁護士会所属） ※会長
 学識者 吉田勉（常磐大学総合政策学部法律行政学教授）

3 第三者委員会の答申内容（要旨）

(1) 原因究明の結果

- ア 担当職員の業務処理が不適切であったこと
- イ 上司による管理監督が機能しておらず組織としての体制に問題があったこと
- ウ 人員体制に不備があること

(2) 再発防止策

- ア 職員に対する研修・教育の強化
- イ 管理監督体制の再構築など組織体制の再整備
- ウ 人員体制を改めること

(3) 不備問題に関する町民への利益・不利益の判断分析など

不備問題のあった条例、規則の内容は、町民に大きな不利益を与えるものとははいえない。それゆえ、不備問題のあった条例、規則については、当初の施行予定日に遡及して施行させることにより、問題を解消することが可能である。

ただし、現状では、不備問題のあった条例、規則について、当初の施行予定日にさかのぼって施行する旨の規定が抜け落ちてしまっているものがある。これらについては、一定の手続きが必要である。



令和4年度に、町民の目に触れやすくするため、
新たに設置された掲示板